

投稿要領

1. この要領は、日本個性化教育学会紀要編集規程4の規定に基づき、日本個性化教育学会紀要への投稿に関し、必要な事項を定めるものである。本要領の改定にあたっては、編集委員会から提案された改訂案が理事会において承認された場合に成立する。
2. 当該年度までの会費を納めている会員は、日本個性化教育学会紀要に研究論文等を投稿することができる。また、編集委員会は会員以外の者に特例として執筆を依頼することができる。
3. 投稿する研究論文等は未発表のものに限る。ただし、口頭発表及び配付資料はその限りでない。また、他誌に投稿中のものや刊行予定のものは投稿してはならない。
4. 投稿の締切は毎年9月末日とする。
5. 投稿原稿については、①研究論文、②研究ノート、③実践報告のいずれかの種別を選び、日本語の原稿を投稿するものとする。それぞれの種別についての説明は以下の通りである。
 - ①「研究論文」は、先行研究の適切かつ十分な検討をもとに研究課題を設定し、方法・結果・考察などの構成を整え、独自の研究成果を明確な論理構成に基づいて記述したもの。
 - ②「研究ノート」は、特色ある教育実践あるいは先導的な研究について、その途中経過、新たな着想、予備的な分析結果などを整理して報告したもの。
 - ③「実践報告」は、教育現場で広く共有されるに値する有意義な教育実践について、その目的、方法、成果、課題、今後の展望などを、単元構想・教材・学習記録などの具体的なデータに基づいて詳細に紹介し、その実践の意義や課題を明示したもの。
6. 投稿原稿は、様式(1-1 もしくは 1-2)の投稿原稿テンプレートに従って Microsoft Word を用いて作成する。図や表、写真等も制限字数の範囲内で掲載できる。なお、注及び引用文献、謝辞等は様式(2)に従って記載する。
7. 投稿原稿は、投稿者及び所属機関が特定されないように記載する。投稿者自身の研究論文等を引用した箇所は「拙稿」等とせず、他の著者と同様に本名をそのまま記載する。投稿者が推定できる謝辞や付記の内容は、様式(3)に記載し、投稿原稿の該当箇所には空白を設定して必要な行数を確保しておく。
8. 投稿する際には、執筆者氏名等を伏せた投稿原稿と別に、様式(3)の書式に合わせて、【論題】、【研究論文／研究ノート／実践報告、の種別】、【投稿者氏名・所属】、【連絡先(電話番号およびメールアドレス)】等を記入した投稿申込書を、編集委員長宛に電子メールにて送付するものとする。
9. 投稿者は編集・刊行作業が円滑に行われるよう協力するものとする。投稿者が編集・刊行作業を著しく妨げるときは、編集委員会は論文の掲載を取り消すことができる。
10. 研究論文等の掲載が決まった際には、5,000 円の掲載手数料(経費)を学会に支払う。
11. 投稿者は、投稿原稿およびその研究の実施過程において、研究参加者(実験、聴取調査、質問紙調査、授業研究等の対象者等)等の生命、安全、プライバシーその他人権を侵害してはならない。
なお、日本学術会議声明「科学者の行動規範-改訂版-」(2013 年 1 月 25 日)を厳守しなければならない。
【参考】→ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>